（宛先）佐倉市長

転 出 届

郵送転出

□特例※

世帯番号

全部　一部

異動日（新しい住所に移った日、または移る日）：令和　年　月　日

届出年月日
令和　年　月　日

確認　免許証　個カ　パスポート　在留カード　資格確認証　その他（　）

※太わくの中をボールペンで
はっきり書いて下さい。

届出人

氏　名（署名または記名押印）　㊞

電話番号（日中連絡が取れる電話番号）
－　－

住所（代理人の場合のみ記入）

マイナンバーカードをお持ちの方のみ（どちらかに○）カードを使った転入手続きを・・・　希望する　・　希望しない（紙の転出証明書の発行を希望）

新住所（マンション・アパート名も記入）

世帯主

旧住所（マンション・アパート名も記入）
佐倉市

世帯主

	異動される方全員の氏名・フリガナ（届出人を含む）	生年月日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカード	学令	児手	介護	国民年金 資格	国民年金 種別	後期 資格	国民健康保険 資格	国民健康保険 退職	国民健康保険 保険証
1		大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女	世帯主・妻・子・その他（　）	有・無	小・中	有・無	有・無 認定	有・無	強制・任意 定額・付加	有・無	有・無	退本・退扶	交付 郵送 回収 未回収
2		大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女	世帯主・妻・子・その他（　）	有・無	小・中	有・無	有・無 認定	有・無	強制・任意 定額・付加	有・無	有・無	退本・退扶	
3		大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女	世帯主・妻・子・その他（　）	有・無	小・中	有・無	有・無 認定	有・無	強制・任意 定額・付加	有・無	有・無	退本・退扶	
4		大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女	世帯主・妻・子・その他（　）	有・無	小・中	有・無	有・無 認定	有・無	強制・任意 定額・付加	有・無	有・無	退本・退扶	
5		大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女	世帯主・妻・子・その他（　）	有・無	小・中	有・無	有・無 認定	有・無	強制・任意 定額・付加	有・無	有・無	退本・退扶	

区分
1退職
2一般
3混合

異動事由
氏名変更
生保開始
生保廃止
後期離脱
障認喪失
他訂正
他取得
他喪失

該当する場合こちらも記入してください（数字に○を付けてください）

1　世帯主が転出後も、同世帯で引き続き佐倉市にお住まいになる方が2人以上いる場合	新しい世帯主
2　転出証明書の再発行を希望する場合 転出証明書の再発行をお願いします。紙で発行された転出証明書が見つかった場合は、佐倉市に返納します。	署名（氏名）

転出予定日	令和　年　月　日
	異動日　本人に確認済
	特例転出　連絡済み

処理	住民票記載	記載調査

※佐倉市使用欄（受付印）

●届出の際に用意するもの
□1　転出届（この用紙）
□2　本人確認書類（運転免許証等）のコピー
□3　返信用封筒（切手の貼り付け、宛名記載済のもの）

※詳細およびマイナンバーカードを使った転入（転入届の特例）を希望のかたは、裏面の「郵送による転出届のご案内」をご確認ください。

【送付先・お問い合わせ】
〒285－8501　電話番号：043－484－6121
千葉県佐倉市海隣寺町97番地　佐倉市役所　市民課

郵送による転出届（佐倉市から他の市区町村への転出届をおこなう手続き）のご案内

① 届出人　引っ越しをする本人またはその世帯の世帯主（**代理人が届出する場合は委任状が必要です**）

② 必要書類　●郵送による転出届
- ・書類に不備があった場合や転入届の特例（※）による転出手続きが完了した際にご連絡をしますので、平日の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ・印刷できない場合は、同じ内容を便せん等に記入してご使用ください。

●本人確認書類

1点で良いもの…顔写真が添付された官公署発行の免許証、許可証又は資格証明書などのコピー

【例】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

2点いるもの…官公署発行の資格確認書などのコピーなど

【例】 各種健康保険資格確認書、国民年金手帳、年金証書、キャッシュカード（キャッシュカードのみ　の2点は不可）など

●返信用封筒

切手を貼って、自宅の宛先を書いてください。（ 新・旧どちらかの住所にのみ送付可能です。新住所に送付できるのは、異動日以降です。）

※委任状による代理人申請の場合は、代理人の住所に送付となります。

※ 下記の「転入届の特例」が適用となる場合や海外転出の場合は、返信用封筒は不要です。

③ 送付先　〒285-8501　佐倉市海隣寺町97番地　佐倉市役所　市民課　宛

返信用封筒にて転出証明書を送付しますので、届いたら引っ越し先の市区町村の窓口で直接転入手続きを行ってください。
（転入届の特例によりお届けいただいた場合は、転出証明書は出ませんが、転出届の受付をした旨の電話連絡または届出人の住所に別途通知いたします。）

※「転入届の特例について」

転入届の特例とは、紙の転出証明書は発行されずにお持ちのマイナンバーカード（以下、カード）を使って転入の届出をおこなうことです。引っ越しされるかたの中でどなたかがカードをお持ちの場合は、転入届の特例が適用となります。（適用条件あり）

●転入届の特例が適用となる条件

1.有効期限内のカードを所持している。（期限切れ、最新の内容が記載されていない等は無効の扱いです。）
2.転出届出日（佐倉市役所に転出届が届いた日）が、異動日（新しい住所に移った日）から14日を経過してない。
3.カード所持者本人または転入する同世帯員がカードを持参して転入届出ができる。

転入手続きについて
- ・転入届は異動日から14日以内もしくは転出予定日から30日以内におこなってください。（日数が過ぎるとカードが失効します。また紙の転出証明書の再発行手続きが必要となります。）
- ・転入届の特例による転出届をおこなったかたは、転入届出にマイナンバーカード（お持ちのかた全員分）が必要となる場合があります。
- ・休日・夜間開庁などに転入届の特例による転入届出ができるかどうかは、転入先の市区町村へお問い合わせください。